

行政財産の目的外使用許可取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用の許可(以下「目的外使用許可」という。)について、相模原市市有財産条例施行規則(昭和40年相模原市規則第57号。以下「規則」という。)第14条に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(許可の原則)

第2条 目的外使用許可に当たっては、使用を認める範囲を必要最小限度にとどめ、使用を終了した場合の原状回復が容易にできることを原則としなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、目的外使用許可をすることはできない。

(1) 行政財産の原状を変更して使用する場合であって、その変更によって当該財産を容易に原状に回復することができないものであるとき。

(2) 独立した建物又は土地の全部若しくは大部分を使用するものであるとき。

(3) 使用しようとする土地に建物その他堅固な施設を設置しようとするものであるとき。

(4) 目的外使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)が目的外使用許可に際し付される許可条件を履行する能力を有しないと認められるとき。

(許可の範囲)

第3条 目的外使用許可は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければこれを行うことができない。

(1) 行政財産に食堂、売店及び自動販売機の利便施設を設ける場合で、当該利便施設の設置が当該行政財産の利用者等の利便のためにやむを得ないと認められるとき。

(2) 水道事業、電気事業、ガス事業その他の公益事業の用に供する場合で、水道管、電柱、ガス管等の設置場所として他に適地がなくやむを得ないと認められるとき。

(3) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が公用又は公共用に使用する場合で、当該使用が市の施策上必要又はやむを得ないと認められるとき。

- (4) 市の指導・監督を受け、市の事務事業を補佐し、又は代行する団体が使用する
場合で、当該使用が市の事務事業の遂行上必要な公共又は公益を目的とする
事業の用に供され、かつ、市の施策上必要と認められるとき。
- (5) 行政財産に隣接する土地(以下「隣接地」という。)の所有者等が使用する場
合で、当該行政財産を利用させることが隣接地の利用上必要不可欠であり、か
つ、使用期間が比較的短期間に限られているとき。
- (6) 公の施策等の普及宣伝、公共目的のために行われる講演会、研究会等又は公
の学術調査研究の会場として使用する場合で、当該使用が公の福祉の増進のた
め必要であると認められ、かつ、使用期間が極めて短期間に限られているとき。
- (7) 公共工事の施工等に伴い、当該公共工事の施工主である国又は地方公共団体
と取引関係にある工事施工者が当該公共工事用の資材置場等として使用する場
合で、他に適地がなくやむを得ないと認められるとき。
- (8) 地震、火災、水害等の災害その他の事故により、人道上の必要性から行政財
産を避難所等の被災した市民の受入施設として使用するとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要又はやむを得ないと認めるとき。
(許可申請等)

- 第4条 申請者は、行政財産目的外使用許可申請書(第1号様式。以下「申請書」
という。)に位置図その他の必要書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請に基づく許可に当たっては、目的外使用許可をする部分
を含む当該行政財産の適正な管理運営に支障を及ぼすおそれがないよう申請者の資
力、信用、能力等を十分に審査しなければならない。
- 3 市長は、相模原市市有財産事務取扱規程(昭和36年相模原市訓令第7号。以
下「事務取扱規程」という。)第10条第1項の規定に基づき、目的外使用許可
を承認したときは行政財産目的外使用許可書(以下「使用許可書」という。)によ
り、承認しないときは行政財産目的外使用不許可書(以下「使用不許可書」とい
う。)により、申請者に通知しなければならない。
- 4 目的外使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、当該目的外使用許可
に係る内容を変更しようとするとき、又は当該目的外使用許可に係る使用許可期
間終了後において引き続き当該目的外使用許可に係る行政財産を使用するときは、
第1項の規定に準じて、当該目的外使用許可に係る内容の変更時期又は使用許可
期間満了の30日前までに市長に変更の申請をしなければならない。

5 市長は、前項に定める変更の申請があった場合は、第3項の規定に準じ、変更の申請に係る使用許可書又は使用不許可書により申請者に通知しなければならない。

(許可の期間)

第5条 目的外使用許可に係る使用許可期間は、規則第14条第1項及び第2項の規定によるものとする。ただし、電柱又は水道管、ガス管その他の埋設物の設置に使用する場合その他特別の理由があると認められる場合は、必要の限度に準じて1年を超える使用許可期間を定めることができる。

(返還届)

第6条 使用者が自己の都合で目的外使用許可に係る行政財産の使用を取りやめるときは、行政財産返還届(第2号様式。以下「返還届」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める返還届の提出があった場合は、第4条第5項の規定に準じ、当該返還届に係る使用許可書により使用許可期間の変更について使用者に通知しなければならない。

(許可の取消し)

第7条 市長は、法第238条の4第9項の規定に基づき目的外使用許可を取り消したときは、使用者にその旨を通知しなければならない。

(原状回復)

第8条 使用者は、目的外使用許可により使用している行政財産を返還する際には、使用許可期間の満了日(目的外使用許可が取り消された場合にあっては、市長が指定する日)までに、当該使用者の負担により原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に認める場合には、この限りでない。

(使用料の算出及び徴収)

第9条 目的外使用許可をした行政財産の使用料の額は、相模原市市有財産条例(昭和39年相模原市条例第34号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づいて算出し、事務取扱規程第10条第3項の規定に基づいてこれを徴収しなければならない。

2 第5条の規定に基づき定めた目的外使用許可に係る使用許可期間が1年に満たない場合の使用料の額の算出は、前項の規定に基づき算出した1年の使用許可期間に係る使用料の額(以下「年額」という。)を12で除して得た額に当該1年に

満たない期間の月数を乗じて得た額とする。この場合において、当該使用許可期間に1月に満たない端数があるとき(当該使用許可期間が1月に満たないときを含む。)の当該1月に満たない期間の使用料の額は、年額を当該使用許可期間の属する年度の日数で除して得た額に当該1月に満たない期間の日数を乗じて得た額とする。

- 3 相模原市職員会館体育室において、使用許可期間が1日の開館時間に満たない場合の使用料の額の算定は、前項の規定に基づいて算出された1日の使用料を開館時間で除して得た額に当該使用時間に乗じて得た額とする。
- 4 前3項の規定に基づいて算出された使用料の額に1円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- 5 使用者は、第1項から第4項までの規定に基づいて算出された使用料を、市長が指定した納付期日までに納入通知書により納付するものとする。
- 6 使用者が、市長が指定した納付期日までに使用料を納付しないときは、相模原市諸収入金に対する延滞金徴収条例(昭和39年相模原市条例第36号)第2条及び第3条の規定に基づき、督促及び必要に応じ延滞金の徴収を行うものとする。
(使用料の減免)

第10条 条例第6条第3項及び規則第14条第3項の規定に基づき、申請者又は使用者から行政財産目的外使用許可使用料減免申請書(第3号様式。以下「減免申請書」という。)により使用料の減額又は免除の申請があり、当該申請内容を市長が適当と認めるときは、別表に定める使用料減免基準に基づき使用料を減額又は免除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、条例第6条第1項第3号の規定に基づき算出した使用料の減免の率は、相模原市道路占用料徴収条例施行規則(昭和44年相模原市規則第21号)別表の例による。
- 3 前項の規定により減免を受けようとする申請者又は使用者は、減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書の提出を省略することができる。
 - (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者が電柱の支柱若しくは支線又は架空の横断電線若しくは各戸引込電線の設置のために使用するとき。
 - (2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定

電気通信事業者が電話柱の支柱若しくは支線又は架空の横断電線若しくは各戸引込電線の設置のために使用するとき。

- (3) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者がガスの各戸引込地下埋設管の設置のために使用するとき。
- (4) 水道又は下水道の各戸引込地下埋設管の設置のために使用するとき。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該目的外使用許可の変更又は取消し後の使用許可期間に係る使用料の額を算出し、既納の使用料の額が過納のときは、その過納額を還付することができる。

- (1) 第7条の規定に基づき当該目的外使用許可を取り消したとき。
- (2) 地震、火災、水害等の災害その他の事故等使用者の責めに帰することのできない理由により目的外使用許可に係る財産の使用の開始又は継続ができなくなったとき。
- (3) 第6条の規定に基づき使用者から返還届が提出されたとき。
- (4) その他市長が特にやむを得ないと認めたとき。

2 前項の規定による還付の額の算出については、第9条第1項から第3項までの規定を準用する。

(光熱水費等の負担)

第12条 使用者は、当該目的外使用許可に係る行政財産の使用に必要な電話、電気、ガス、上下水道等の経費及び清掃等の委託料(以下「光熱水費等」という。)を負担しなければならない。

- 2 市長は、使用者が負担すべき光熱水費等に係る供給契約又は委託契約について使用者が直接供給者又は委託業者等と契約を締結するように指導するものとする。
- 3 使用者が前項の規定に基づく契約を個別に締結できない場合で、使用者が負担すべき光熱水費等の算定が目的外使用許可をした当該行政財産の構造上困難な場合には、市長はその使用実態にあわせて合理的にこれを算定し、第9条第5項に準じて徴収するものとする。

(教示)

第13条 目的外使用許可、目的外使用許可の取消し等の行政処分をする場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項に規定する教示をしない

なければならない。ただし、目的外使用許可の内容が目的外使用許可の申請の内容と同一である場合にあっては、これを省略することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成15年1月21日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表の規定(第3条第1号の規定による目的外使用許可のうち自動販売機の設置に係る使用料の減免区分に限る。)は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の際、現に行政財産の目的外使用許可の使用料が減免されている使用者が、施行日以後においても引き続き当該行政財産の平成18年3月31日までの許可期間に係る目的外使用許可(第3条第1号の規定による目的外使用許可を除く。)を受けた場合の当該目的外使用許可に係る使用料の減免については、第10条の規定にかかわらず、同日までの間、なお従前の例による。
- 3 第3条第1号の規定による目的外使用許可のうち食堂又は売店の設置に係る使用料の減免については、平成18年3月31日までに段階的に別表に定める使用料減免基準に適合するよう努めるものとする。
- 4 別表第7項の規定に関わらず、当分の間、総合事務所の最小限の面積を使用するときは免除とする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 12 月 28 日から施行する。ただし、別表第 3 項の改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から施行し、同日以降の目的外使用許可分から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

別表(第 10 条関係)

使用料減免基準

減免区分 使用区分	免 除	5 割減額	5 割未満の減額
1 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用又は公共用に使用するとき。	許可に係る財産を利用者が利用する場合に、利用料その他これに類する料金を一切徴収しないとき。	許可に係る財産を利用者が利用する場合に、利用料その他これに類する料金を徴収するとき。	
2 市の指導・監督を受け、市の事務事業を補佐し、又は代行する団体が、市の事務事業の遂行上必要な公共又は公益を目的とする事業の用に使用するとき。	市が運営費用の大半を補助している団体若しくは主として出資している団体又は法令等により市が義務的に設置若しくは運営に要する費用を負担する団体が、	市が運営費用の大半を補助している団体若しくは主として出資している団体が、市の事務事業を補佐する目的で使用するとき。	

	<p>(1) 市の事務事業を代行する目的で使用するとき。</p> <p>(2) 行政事務と密接不可分な事業を行い、その事業が特に公益上必要があると認められるとき。</p> <p>(3) 小規模な面積を使用し、当該使用が公益上必要があると認められるとき。(自動販売機の場合は除く。)</p>		
3 地域の自治会等の団体が使用するとき。	市民のコミュニティーづくり等のために使用するとき。(職員会館体育室を除く。)	市民のコミュニティーづくり等のために使用する場合で職員会館体育室を使用するとき。	
4 公の施策等の普及宣伝、公共目的のために行われる講演会、研究会等又は公の学術調査研究の会場として使用するとき。	許可に係る財産を利用者が利用する場合に、利用料その他これに類する料金(講習等の教材費を除く。)を徴収しないとき。	許可に係る財産を利用者が利用する場合に、利用料その他これに類する料金を徴収するとき。	

<p>5 地震、火災、水害等の災害その他の事故により避難所等として使用する時。</p>	<p>当該使用をする時。</p>		
<p>6 職員及び市有施設の利用者の利便のために、食堂、売店、自動販売機その他利便施設を設置する目的で使用する時。</p>	<p>相模原市職員厚生会が、福利厚生施設(食堂)として使用する時、市が販売価格等を廉価に指導している時。</p>	<p>左記以外の者が利便施設(食堂・売店)として使用する時、市が販売価格等を廉価に指導している時。ただし、当該使用者の収益事業に対する課税状況と全体の収支状況とを勘案し、減免割合を減ずることができる。</p> <p>相模原市社会福祉協議会など社会福祉団体(市行政と密接な関係を有し、又は市が指導育成を行うことを必要とする団体で、主として社会福祉活動を行っているもの)が、利便施設(自動販売機)を設置する目的で使用する時。ただし、当該使用者の収益事業に対する課税状況と全体の収支状況とを勘案し、減免割合を減ずることができる。</p>	
<p>7 相模原市職員生活協同組合又は相模原市職員労働組合がその事業の用に供するために使用する時。 (売店及び自動販売機を設置する場合を除く)</p>		<p>最小限の面積を使用する時。</p>	

<p>8 地震、火災、水害等の天災その他の事故により、使用者が当該財産を使用の目的に供しがたいと認められるとき。</p>	<p>使用の目的に供し得なかった期間に応じた減免割合とする。この場合における減免額の算出は、第9条第2項の規定に準じて行うものとする。</p>
<p>9 市の施策を推進する上で特に必要と認める事業の用に使用するとき。</p>	<p>その都度、事業の内容を考慮して市長が定める減免割合とする。</p>